

『日本外交文書』概要

「昭和期Ⅳ 日米関係 第一卷(昭和二十七―二十九年)」上・下

戦後期の『日本外交文書』は、「サンフランシスコ平和条約」シリーズ(全三卷)、「占領期」シリーズ(全三卷及び関係調書集)、「国際連合への加盟」及び「日華平和条約」を特集として刊行済みである。これらの既刊と並行して「昭和期Ⅳ」(昭和二〇―三五年)シリーズについても作業を進めており、本卷では、外交史料館が所蔵する「特定歴史公文書等」より、一九五二(昭和二七)年の対日平和条約発効から一九五四(昭和二九)年末までの日米関係に関する主要な関係文書を選定し、「昭和期Ⅳ 日米関係第一卷」として編纂・刊行した。

本書の採録文書数は計六八五文書、本文一三二八頁、日付索引を含めた総ページ数は一三八八頁である。本書の刊行で『日本外交文書』の通算刊行冊数は二三四冊となる。

一、本卷の構成

一 日米外交関係一般

本卷の掲載事項(目次)は次のとおり。

- 付 吉田総理訪米(昭和二十九年)
  - 二 日米経済関係
    - 1 日米友好通商航海条約
    - 2 共産圏に対する輸出統制問題
    - 3 外資導入問題
  - 三 MSA交渉
    - 1 東京会談
    - 2 池田・ロバートソン会談
    - 3 諸協定の締結
  - 四 奄美返還問題
  - 五 第五福竜丸事件
  - 六 朝鮮情勢をめぐる問題
    - 1 国連軍による防衛水域設定問題
    - 2 朝鮮戦争休戦問題
    - 3 国連軍との地位協定締結交渉
- (1) 協定案をめぐる交渉

(2) 日米行政協定の改訂と交渉の妥結

七 戦後処理をめぐる問題

1 ガリオア資金の返済問題

2 戦犯釈放問題

日本外交文書 昭和期Ⅳ 日米関係 第一巻 日付索引

二、本巻の概要

一 日米外交関係一般

一九五二年四月二八日、対日平和条約の発効により外交関係が再開し、在外事務所は大使館・総領事館に昇格した。しかし、独立後間もない日本は防衛・経済面での米国への依存度が高く、吉田政権の国内政治基盤の弱体化もあり、様々な機会を捉えて米国からの経済支援を得ることに努めた。一九五三年一月のアイゼンハワー新政権成立後は、日本の自衛力増強への要求が強まり、米国による経済支援と日本の再軍備が合わせて議論された。一九五四年一〇月一七日、吉田茂総理の訪米に先立ち愛知揆一通産相が米国に派遣され、日本の経済政策の説明と共に世銀借款や余剰農産物処理問題、小笠原元住民の帰島問題、防衛分担金減額、戦犯問題等に関し、日本側の要望を申し入れるなどした。

本項目では、一九五二年から一九五四年における日米外交関係を全般的に示す文書や特定の項目に収まらない文書を幅広く収録した。具

体的には、平和条約発効以後の米国との外交関係再開に関する文書や、本巻において独立項目を立てなかつた諸案件について日米間でやりとりした文書、世界情勢や複数の主要案件について日米要人が会談した記録、米国の対アジア政策について見通した外務省作成文書などを収録している。

(採録文書数59文書)

付 吉田総理訪米(昭和二十九年)

一九五四年五月、政府は吉田総理が欧米・アジアの民主主義諸国を訪問すると発表した。米国訪問に際しては、経済自立に向けた協力取り付けをはじめ、議題になる両国間の諸懸案について米国側への事前申し入れと調整が進められた。しかし、翌六月の警察法をめぐる国会の混乱により外遊が延期となったため、岡崎勝男外相より向井忠晴外務省顧問に経済問題の代理折衝を訓令し、米国に対する支援取り付けを要請させるなどした。

その後、一九五四年九月に再び吉田総理の欧米諸国外遊が発表された。吉田総理は同年九月二六日に出発し、カナダ・フランス・西ドイツ・イタリア・バチカン・英国を歴訪した後、一月二日に米国に到着した。アイゼンハワー大統領、ダレス國務長官との会談において吉田総理は、「アジアの共産主義に対抗する機関としてシンガポールに「対共産主義国際機関」を設置し、日米英仏がソ連通・中国通の専門家を派遣して情報を交換し、対抗宣伝等について常時相談する体制の構築

を提案した。また、ウィルソン国防長官、スタッセン対外活動本部長、ブラック世界銀行総裁等の要人とも会談し、東南アジアの経済開発促進、余剰農産物処理問題、防衛道路建設案等について申し入れを行い、米国側の好意的配慮を懇請した。

本項目では、一九五四年の吉田総理外遊に関する文書のうち、米国との関係についての文書を収録した。特に米国に対する経済支援要請をめぐる日米間の応酬に関する文書や、米国訪問時の会談記録といった文書を収録している。

(採録文書数36文書)

## 二 日米経済関係

### 1 日米友好通商航海条約

米国より、対日平和条約調印後速やかに戦前の通商航海条約に替わる条約について折衝したいとの申し入れがあったことを受け、一九五一年から東京で新たな日米通商航海条約の締結交渉が開始された。交渉では、米国側が当時他国と結んでいた通商航海条約を基礎とした草案に基づき、技術的な諸点について検討された。一九五二年二月から五月までの第一次交渉、一九五二年一月から一九五三年三月までの第二次交渉を経て、一九五三年四月二日、相互に無条件で最恵国待遇を認める原則に基づいた日米友好通商航海条約が調印された。ただし、米国側の批准過程において自由職業条項(第八条)に関する留保条項が付されたため、日本側でも同様の留保を設ける旨決定し、公文が交

換されることとなった。

本項目では、米国による交渉申し入れから、米国側基礎案、交渉の経緯や問題点を報告する経済局作成文書、対処方針を諮る高裁案などの文書を収録した。またこの時期には、通商に関連して、日米民間航空協定(一九五二年八月一日調印)や、日米カナダ三国による北太平洋漁業条約(一九五二年五月九日調印)といった実務的な国際約束も締結されており、これらに関する文書も本項目で収録している。

(採録文書数30文書)

### 2 共産圏に対する輸出統制問題

一九五二年初頭の対日平和条約発効前から、米国側は日本に共産圏向け輸出統制の共同措置を申し入れていた。他方、中共地域への輸出統制を緩和したい日本は、西欧諸国が設置していた共産圏全体を対象とする輸出統制委員会(COCCOM)の情報を入手し、それに加入して西欧諸国の輸出条件に足並みを揃えることが有利とみていた。日本は一九五二年五月三〇日に、米国に対してCOCCOMへの加入希望を正式表明したが、対中共地域に対する独自の枠組みを設定して統制を強化したい米国は、極東における新たな統制機関の設置を構想しており、引き続き日米間で統制に関する協議が続けられることとなった。米国の極東新機構案などを検討するため、一九五二年七月に米・英・仏・カナダ・日本による五国会議がワシントンで開催されたが、英仏は米国案に反対し、日本もCOCCOM本体への加入を優先する態度で

臨んだため、C O C O Mの下に中共向けの分科会（C H I N C O M）を設置することで妥協が成立した。ただし、会議と並行して行われた日米間の協議において、日本の中共地域に対する輸出品目は米国との調整を前提とする主旨の書簡が交わされた。日本は一九五二年九月にC O C O Mへの加入を果たしたが、その後も、C O C O Mの統制と対中共地域輸出の整合性を図るため、上記書簡に基づいて日米間で対中共地域輸出品目に関する調整が続けられた。

本項目では、米国からの輸出統制共同措置の提起、ワシントン五国会議での議論を経て日本がC O C O Mに加入するまでの経緯、日米間で引き続き行われた対中共地域への輸出品目調整交渉に関する文書を収録している。

（採録文書数96文書）

### 3 外資導入問題

占領地援助（ガリオア・エロア）に依存できない独立回復後の外貨不足に対処し、朝鮮戦争後に予想される特需の減少に備えるため、日本は米国の対外経済援助、世銀借款、E X I M（ワシントン輸出入銀行）借款、余剰農産物借款等による外資導入を図った。米国側から日米経済協力や日本の経済的自立を根本方針とするよう指摘を受けつつ、吉田内閣は積極的に米国政府や世銀にアプローチした。日本側が最も優先する電源開発のための融資については、世銀側からの勧めもあり、火力電力借款の成立に向けた交渉が行われた（一九五三年一〇月に火

力借款契約成立）。さらなる融資の可能性を調査するため、世銀は一九五三年一月に調査団を派遣し、主に日本の鉱工業開発の状況を視察した。一九五四年になると米国余剰農産物の買い付けと、その見返り円貨による資金導入が模索され、愛知通産相が世界銀行や米国の余剰農産物関係機関と会談して輸入量と見返り円貨の調整を行うとともに、その後の吉田総理訪米においても外資調達のための申し入れが行われた（一九五四年一月一三日、余剰農産物購入に関する日米実質合意成立）。

本項目では、上記の通り折々の機会に米国側に外資導入を働きかける動きに関する文書を収録している。

（採録文書数49文書）

### 三 M S A 交渉

#### 1 東京会談

一九五三年五月、ダレス國務長官は日本にM S A 援助（Mutual Security Assistance：相互安全保障援助）を与える用意があることを明らかにした。米国側の意向を受けて日本側でも援助を受け入れるための検討を開始し、法的な整理、協定の形式などにつき研究が行われた。同年六月に日本側は、M S A 援助の日本適用について米国側の見解を求め、「経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必須の要件である」ことを確認したうえで、七月より、日米間でM S A 協定締結交渉が開始された。交渉は東京で行われ、協定の条文

案などにつき協議が続けられたが、九月三〇日の第一二回会合をもって会談は中断した。

本項目では、米国による日本へのMSA援助声明後の米国側との予備的な協議や外務省内での検討に関する文書、東京会談の第一回から第一二回までの議事録などを収録している。

(採録文書数40文書)

## 2 池田・ロバートソン会談

MSA協定交渉が停滞する中、吉田総理は池田勇人自由党政調会長を「個人的特使」としてワシントンに派遣し、米国側と防衛問題や対日援助問題等の諸懸案について協議させた。池田特使一行は一九五三年一〇月一日に米国へと到着し、同月五日から三〇日までロバートソン國務次官補らと会談し、日本の防衛力増強、米国の援助、ガリオア返済問題、日本の経済財政措置、対外投資、対中共貿易等について話し合った。一〇月三〇日の最終会合において共同声明が発表され、日本の自衛力増強の必要性や、MSAに基づき日本に五〇〇万ドルを用途とした物資を供給することなどに関して日米間の意見が一致したことなどが明らかにされた。会談終了後、池田特使は吉田総理の早期訪米を具申するとともに、諸案件について文書に縛られない自由な討論によって有益な結果を得ることができたとの所見を報告した。

本項目では、池田とロバートソンによる会談の記録、両国間で交わした覚書、最終会合で発表した共同声明などの文書を収録している。

## 3 諸協定の締結

一九五三年八月から、米国側の照会に応じ、MSA被援助国に対する投資保証制度に基づく投資保証協定締結についての交渉が開始された。農産物購入に関しては、購入価格について米側が譲歩したことなどもあり、小麦五〇万トン、大麦一〇万トンなど総額五〇〇万ドル分をMSA余剰農産物として受け入れることとなった。協定締結に際し、日本側は協定を農産物購入と見返り円資金使用の二本立てとし、後者に経済援助の体裁を持たせたいと考えていた。米国側は協定を二本立てとすることには同意したものの、今回の協定は一回限りのものであることを言明し、日本側の望んだ将来の経済援助の呼び水となるような協定とはならなかった。

一九五四年三月八日、長く中断していたMSA会合の第一三回において、「日米相互防衛援助協定」・「農産物購入協定」・「経済的措施に関する協定」・「投資保証に関する協定」の四協定が調印された。

なお、MSA協定に基づく武器援助とは異なる艦艇の貸与について、「日米艦艇貸与協定」が一九五四年五月一四日に調印された。

本項目では、MSA交渉によって結ばれた上記の諸協定（いわゆるMSA四協定）の締結に至る経緯を示す文書などを収録している。

(採録文書数38文書)

## 四 奄美返還問題

(採録文書数34文書)

一九五三年八月八日、ダレス国務長官が奄美群島の返還に関する声明を発表し、日本政府は直ちに返還に向けた準備作業に着手した。現地への政府調査団派遣や法律の整備等、国内受入れ措置を進めるとともに、関係各省間において対米折衝事項についての協議を行った。その結果を踏まえ、在京米国大使館を通じて対米予備折衝が行われたが、米国内での調整が難航したため、返還の実現を急ぐ日本側の督促にもかかわらず、日米間の正式会談の開始は大幅に遅延した。一月二七日にようやく第一回正式会談が開始され、その後三回の正式会談及び分科会において意見調整が行われた。日米間の話し合いは概ね順調に進行したが、現地通貨(B円)の処理については折衝が難航、早期解決を重視した日本側が妥協する形で回収B円の米側への無償引き渡しが決した。それに伴って、それまで交換公文の形式によるとされてきた返還取極は、協定の形式をとることとなった。二月二四日、外務省において岡崎外相・アリソン大使による協定の調印が行われ、奄美群島は日本に返還された。日本政府としては、奄美群島に続いて沖縄・小笠原の返還についても進展を望んでいたが、ダレス長官は返還当日の談話の中で「極東に脅威と緊張が存在する限り、米国が残りの琉球諸島や平和条約第三条に明記されたその他の諸島における現状の力と権限を維持し続ける」旨を発表した。

本項目では、奄美返還交渉の端緒となったダレス声明や、その後の交渉に関する記録、奄美返還協定などの文書を収録している。

## 五 第五福竜丸事件

(採録文書数34文書)

一九五四年三月一六日にビキニ環礁での第五福竜丸の被災が報じられると、日本側は直ちに事実関係の調査を開始した。米国側からは早々に、被災者に対してできるだけ治療の援助をしたい旨の伝達があった。日本側は、福竜丸へのスパイ疑惑や、被災当時の福竜丸が危険区域内にあったといった米国内での言説を反証する資料を準備するなど、船員の補償に向けての障害を取り除くことに努めた。同年四月より、日本側は具体的な額を示して米国側との補償折衝を開始した。事件の早期解決を望む米国は、福竜丸船員の生活費及び治療費として十数万ドルの慰謝料を提案した。これに対し日本側は米国側の責任を明示し、損害額を約二五億円(約七〇〇万ドル)とした。米国は最終解決案として一〇〇万ドルの支払いを通知したが、九月に福竜丸の久保山船員が重態に陥り(後に死去)、日本側は国内の反響も考慮して二〇〇万ドルを要求した。米国側は国内の同意が困難として一五〇万ドル見当での解決を提示したものの、日本側は譲歩しなかった。最終的には一九五五年一月四日、両国は、米国による慰謝料二〇〇万ドルの支払いを定める公文に署名し、交換した。

本項目では、第五福竜丸事件が報じられてから補償問題が解決に至るまでの経緯に関する一連の文書を収録している。

(採録文書数67文書)

## 六 朝鮮情勢をめぐる問題

### 1 国連軍による防衛水域設定問題

一九五二年九月、米国側より、日韓の哨戒区域に関する紛争を避けるため、当該水域の一部に日本の監視船を派遣せず、代わりに日本漁船を米国側で保護するという提案があった。さらに、捕虜収容所のある朝鮮近海に漁船を装って侵入する北朝鮮船が増加したことから、国連軍は哨戒を強化するため、当該水域に立入制限区域を設定した。日本側はこうした区域設定を李承晩ラインと無関係であるとの了解のもとで追認した。他方、国内の漁業者からは公海における漁業の自由と安全を確保するよう日本政府に対して強い要請があり、外務省から米国側に漁業者保護のための申し入れがなされた。そして、一九五三年七月に朝鮮戦争の休戦が成立すると、日本側は直ちに防衛水域の撤廃を米国側に申し入れ、同年八月に国連軍司令官の名で防衛水域の停止命令が出された。

本項目では、国連軍による防衛水域設定への日本側の対応に関する文書のほか、水域撤廃と関連して米国側と交わされた竹島帰属問題に関するやり取りも収録している。

(採録文書数13文書)

## 2 朝鮮戦争休戦問題

朝鮮戦争の休戦交渉は、一九五二年七月以来停滞が続いていたが、

一九五三年三月末の中国共産党による傷病捕虜交換声明をきっかけとして休戦協定交渉が再開された。同年七月二七日に休戦協定が調印されると、日本は、協定に基づく関係国の政治会議への参加も想定しつつ、米国に対して情報共有を求めた。また、一九五四年四月から開催された朝鮮問題・インドシナ問題に関するジュネーブ国際会議に対しても日本は重大な関心を持ち、現地からの情報収集以外に、米国に対して情報提供を求めている。

本項目では、朝鮮戦争休戦前後の日米間の意見交換、特に朝鮮政治会議をめぐる情報共有に関する文書、ジュネーブ会議開催期間中における米国からの情報提供に関する文書を収録している。

(採録文書数31文書)

## 3 国連軍との地位協定締結交渉

### (1) 協定案をめぐる交渉

日米安全保障条約を基礎としない米軍以外の連合国駐留軍の取り扱いについて、一九五二年三月頃から米国を窓口として交渉が開始された。米国側は、英連邦軍等についても日米行政協定の全面的な準用を要望したが、日本側は、世評の悪い行政協定の準用は政治的に不得策であるとして異議を唱えた。また、米国側は交換公文での処理を提案したが、法務府との調整がつかず、外務省は交換公文を断念して正式な協定締結へと方針を転換した。協定が締結されるまでの運用については、吉田総理からマラーフィー駐日大使に対し、「国際法と国際慣習」

の定めに従った裁判権行使を原則とするよう提案した書簡を送付することとなった（一九五二年五月三一日付）。

一九五二年七月七日より、技術的・専門的事項などを調整すべく、各種非公式予備交渉が開始された。交渉は原則として日米間で行われたが、最大の懸案である刑事裁判権問題については、米国側が日米行政協定の準用に、日本側はNATO協定のライン（受人国の刑事裁判権を認める）に固執し、意見が平行線で本格的な折衝に入れなかった。そこで、下田条約局長と在京米国大使館バッシン法律顧問とで研究することとなり、暴力を伴うなど重罪の場合は日本側に第一次の裁判管轄権を認め、軽犯罪については国連軍に裁判権を留保するとの案が検討された。さらに、協定はNATO協定発効までの暫定協定で、その発効後はその線に沿って改訂されることを確認した。しかしその後、例えば一九五二年一月二日の日・英連邦代表者会議において、英連邦の代表者が国連軍内部で扱いの違いがあることへの強い抵抗を示したように、米国との均等待遇を求める英国等の主張が日本側の国内的配慮と相容れない状態が続き、一九五二年末頃から、刑事裁判権問題をめぐる交渉は中断した。

本項目では、上記の刑事裁判権問題の交渉経緯に関する文書を収録している。

（採録文書数48文書）

## （2）日米行政協定の改訂と交渉の妥結

一九五三年四月一四日、日本は、NATO協定が米国につき発効すれば、直ちに日米行政協定第一七条第一項に基づき、刑事裁判権条項をNATO協定と同様の規定に改訂する意思があると申し入れた。同年七月二四日、米大統領領によってNATO協定が批准されると、八月一八日、行政協定改訂申し入れに対する米国側の回答として、改訂に同意する書簡とともに、議定書と公式議事録の案文が日本側に送付された。そのうちの公式議事録案は、実質的に日本側の第一次裁判権を認めない内容であったため、日本側はこれを受諾困難と伝達した。しかし米国側も譲らなかつたため、三宅参事官はバッシン法律顧問と内々に調整を行い、公式会議の席上で日本側代表が日本側の方針を「陳述」し、それを同会議の記録にとどめる方式が提案された。最終的には、日本側が重要事件以外について裁判権を主張しないと趣旨を、日米合同委員会刑事分科会にて法務省津田総務課長が一方的に陳述することとなった。こうした妥協のもとで、一九五三年九月二九日、日米行政協定の刑事裁判権条項を改訂する議定書が調印された。

日米行政協定が改訂されたことによって、刑事裁判権条項のみについて行政協定の新条項と同様の議定書が締結された。ここに刑事裁判権問題は解決し、一九五三年一月より国連軍協定の起草委員会が設置され、懸案として残っていた経済財政問題の調整も終えたため、一九五四年二月一九日、「国連軍の地位に関する協定」が調印された。

本項目では、日米行政協定の刑事裁判権条項が改訂され、国連軍との地位協定が締結されるまでの経緯に関する文書を収録している。

(採録文書数45文書)

## 七 戦後処理をめぐる問題

## 1 ガリオア資金の返済問題

占領地援助であるガリオア資金について、米国からは一九五二年以降たびたび早期の返済交渉開始に関する申し入れがあった。日本側は一九五三年初頭に交渉開始に同意したが、一九五四年五月によく実質的な交渉に入った。交渉において米国側は、西独と同様の方式(純援助額の三七・五%にあたる七億三〇〇万ドルを利息一・五%、五年間据え置き(の三五年賦)で返済すべきことを求めた。これに対し、極力低額かつ有利な返済条件としたい日本側は、西独方式を適用することは困難として、五億ドル、無利子、二〇年賦の対案を提出したが、米国は受け入れに難色を示した。

本項目では、一九五二年における米国側からの早期返済交渉の申し入れから、一九五四年一〇月までのガリオア返済交渉に関する文書を収録している。

(採録文書数23文書)

## 2 戦犯釈放問題

平和条約発効とともに制定された法律第一〇三号(未決日数の刑期算入・善行による刑期繰り上げ等を規定)に基づき、日本側は米国に對し再三にわたって、戦争犯罪人の仮出所等を求めた。平和条約発効

後の戦犯出所はなかなか進まず、占領末期において月あたり数十名程度の仮出所者があったのに対し、平和条約発効後の六ヶ月以上にわたって一人の許可も下りていない状況があり、それに対する国内的な不満が募っていた。日本側は一九五二年八月にB・C級戦犯の全面釈放について要請していたが、一月の立太子の礼を機にA級戦犯に対しても特別な考慮を得られるように申し入れた。米国側は戦犯が政治問題化することを懸念して慎重な態度をとり、戦犯赦免・仮釈放委員会を設置して司法的に対応した。その後も釈放が滞ったため、日本側は吉田総理訪米などの様々な機会を捉えてA級も含めた釈放の促進要請を続けることとなった。

本項目では、日本側からの戦犯釈放の申し入れ経緯に関する文書、申し入れについて日米間でやり取りした記録文書などを収録している。

(採録文書数38文書)

## 三、使用記録

A.1.10.17 本邦在外使臣の会談関係 第一卷(特定事項に入らざるものを収む)

A.1.4.1.1 日米外交関係雑件 第一〜二卷

A.1.4.1.4 日米外交関係雑集 愛知通産大臣訪米(昭和二九年)

A.1.5.0.3 吉田総理欧米訪問関係一件(1954.9) 第二〜五卷

- A.1.50.3-5 吉田総理欧米訪問関係一件 (1954.9) 新聞論調
- A.1.50.3-7 吉田総理欧米訪問関係一件 (1954.9) 会談資料関係
- A.1.52.1-1 本邦特派使節及び親善使節団米州諸国訪問関係雑件 池田特使関係 (1953.10) (池田・ロバートソン会談を含む)
- A.1.62.4-1 米国要人本邦訪問関係雑件 ニクソン副大統領関係 第一卷
- A.2.10.0-1 米国の対外政策関係雑集 第一～二卷
- A.2.10.0-1-3 米国の対外政策関係雑集 MSA関係 第一卷
- A.2.30.5-2 国際問題に関する米英ソ仏等首脳者会談関係 朝鮮及びインドシナ問題に関する四国外相会議 (1954.4 於ジュネーヴ) 第一～二卷
- A.3.00.7 米国管理下の南西諸島状況雑件 第一卷
- A.6.1.1.3 南西諸島帰属問題 第一卷
- A.6.1.1.3-1-1 南西諸島帰属問題 奄美群島 日米間返還協定関係 第一～三、六卷
- A.7.1.0.5 朝鮮動乱関係一件 第二卷
- A.7.1.0.5-1-2 朝鮮動乱関係一件 各国の態度及び世論、新聞論調 米国の部 (含マッカーサー元帥解任問題) 第二卷
- A.7.1.0.5-2 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係 第一～三卷
- A.7.1.0.5-2-1 朝鮮動乱関係一件 休戦交渉関係 政治会議関係
- A.7.1.0.5-4-1 朝鮮動乱関係一件 国連の審議及び態度 朝鮮防衛水域 (クラークライン) 関係 第一～二卷
- B.2.70.3 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 第一～四卷
- B.2.70.3-2 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係 第一～二卷
- B.2.70.3-2-2 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 刑事裁判権関係 吉田書簡関係
- B.2.70.3-4 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件 財政経済問題
- B.4.1.1.2-2-1 日本国との平和条約関係一件 諸外国批准関係 米国の部
- B.4.1.1.2-3 日本国との平和条約関係一件 条約発効に伴う善後措置及び状況関係
- B.5.10.J/U3-1-2 日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 刑事裁判権条項改正関係 (第一七条) 第一～二卷
- B.5.10.J/U3-1-3 日米安全保障条約関係一件 第三条に基づく行政協定関係 防衛分担金関係 第一卷
- B.5.10.J/U7 日米相互防衛援助協定関係一件 (MDA) 第一卷
- B.5.10.J/U7-2 日米相互防衛援助協定関係一件 (MDA) 協定草案関係 第一卷
- B.5.10.J/U7-3 日米相互防衛援助協定関係一件 (MDA) 議事録
- B.5.10.J/U7-8 日米相互防衛援助協定関係一件 (MDA) 与論、新聞論調

- B:5.10J/U7-10 日米相互防衛援助協定関係一件(MDAA) 軍事  
顧問団関係(MAAG)
- B:5.10J/U21 日米艦艇貸与協定関係一件 第一巻
- B:5.20J/U2 日米友好通商航海条約関係一件 第一巻
- B:5.20J/U24 日米友好通商航海条約関係一件 第八条2について  
の留保関係 第一～二巻
- B:5.20J/U2-5 日米友好通商航海条約関係一件 条約案文関係 第  
一巻
- B:5.30J/U8 日米間投資保証協定関係一件(MSA協定に基づく)  
第一～二巻
- B:5.31J/U3 ガリオア協定日・米交渉 第一巻
- B:5.31J/U3-2 ガリオア協定日・米交渉 交渉方針、要領
- B:5.31J/U34 ガリオア協定日・米交渉 日・米公式会談 第一巻
- B:5.40J/U1 日米民間航空運送協定 第二巻
- B:6.4018 北太平洋の公海漁業に関する国際条約 第二、四巻
- C:4.215 第五福竜丸その他ビキニ原爆被災事件関係一件 第一～三  
巻
- C:4.215-1 第五福竜丸その他ビキニ原爆被災事件関係一件 補償問  
題関係 第一巻
- C:4.215-8 第五福竜丸その他ビキニ原爆被災事件関係一件 世論並  
びに新聞論調関係
- D:1.303 講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 第二、  
三巻
- D:1.303-15 講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各  
国の態度並びに措置関係 米国の部 第一、四巻
- D:1.303-10 講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 A級  
戦犯取扱関係 第一巻
- D:1.303-11 講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 法律  
「第百三号」関係 第一巻
- E:2.31.1 本邦対米国経済関係 第二巻
- E:2.31.4 米国余剩農産物購入関係一件 第一～五、七、八巻
- E:2.31.4-1 米国余剩農産物購入関係一件 購入協定関係 第一～二  
巻
- E:2.31.5-3 本邦・米国間財政・金融関係 米国の対日投資及び借款  
供与関係 第一巻
- E:2.31.6-1 米国経済使節及び視察団訪日関係 FOA使節団関係  
(ワシントン設置関係を含む)
- E:4.102-1 世界銀行の対各国借款供与関係 本邦関係 第一～二巻
- E:4.102-1-1 世界銀行の対各国借款供与関係 本邦関係 調査団訪  
日関係 第一～二巻
- E:4.102-1-4 世界銀行の対各国借款供与関係 本邦関係 電力関係  
第一、二巻
- E:4.106-1 対共産圏輸出統制委員会(COCCOM) 日本の加入関係
- E:4.106-2-1 対共産圏輸出統制委員会(COCCOM) 輸出統制緩

和問題 日米交渉関係 第一～二卷

M13251 在外本邦公館設置関係雑件 米州地域の部 第一卷